

(様式第1号)

平成28年度 第2回 芦屋市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成29年1月18日(水) 13:30~15:30
場 所	市役所東館3階 中会議室
出席者	会 長 河原 誠 委 員 長城 紀道 委 員 富田 智和 委 員 伊藤 恵子 委 員 木村 祐子 委 員 岡本 直子 委 員 段谷 泰孝 欠席委員 土山 希美枝 事 務 局 総務部長 山口 謙次, 人事課長 安達 昌宏, 人事課主事 野田 周作
事 務 局	総務部人事課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 総務部長挨拶
- (2) 委員及び市職員紹介
- (3) 議事(他市事例検討)
- (4) その他

2 提出資料

- 資料1 平成28年度第2回芦屋市長等倫理審査会 次第
資料2 芦屋市長等倫理審査会委員名簿(平成28年12月1日現在)
資料3 他市の事例

3 審議経過

開会

- (1) 総務部長あいさつ
- (2) 委員及び市職員を紹介
事務局より、平成29年12月1日付け委員変更について説明を行った。
- (3) 議事(他市事例検討)
(事務局 安達人事課長)
提出資料1~3について説明を行った。
事例検討(A市市長会2次会における事案, B市市長出馬表明事案)

(会長)

ありがとうございます。今回の資料については毎回お持ちいただければと思いますので、よろしく願います。それでは事例の検討に入る前に芦屋市のこの審査会が

どのように起動するかを確認させていただきます。

まずは、請求者から倫理基準違反調査請求書が請求書名簿とともに提出されます。その提出された請求書で第3条の何項の倫理規準違反の疑いがあるかを確認し、内容について倫理規準違反であるかをこの審査会で審査します。その審査結果を審査報告書として報告することになります。

それでは、A市部長会2次会事例について見てみると、A市規則で「利害関係者から接待を受けること」、「利害関係者と共に飲食をすること」と規定されています。ただし、例外規定があり、職務として必要であり、かつ、多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をすることや自己の費用を負担して利害関係者と飲食することは問題ないとされています。

しかし、自己の費用を負担して飲食する場合でも、夜間における飲食については会合や式典等の場合であって、かつ、市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限られており、非常に厳しい規定になっています。では、誰も飲食できないのかということになるので、「利害関係者」とは何か、「式典」とはどういったものを指すのかを考える必要があります。

(長城委員)

まずは、事実経過を知る必要があります。この会合がどのようにして招集されて参加者が増えていったのかなど、経緯の把握を関係人から聞いていくことから始めていくべきではないでしょうか。

(富田委員)

私も同じように、なぜ民間の方がこの部長級の会合に参加することになったのかを把握したいです。

また、規模が小さな市の場合は、民間の人の顔が見えやすく、利害関係者が同級生である可能性が他市よりも高くなるとも考えられます。さらに、2次会というフォーマルな会合が終わったあとの有志の場ですので、垣根が低くなり気の緩みもあったのかなと思います。

(伊藤委員)

この部長会は1次会と2次会でセットされているのが通例ということなので、日常的に同様のことがあったのではないかと推測されます。さらに、民間の方が参加したとは認められなかったとありますが、疑ってしまいます。

(木村委員)

副市長は民間の人を誘い、自身も2次会から参加ということで、職務という認識は薄いと思います。

(段谷委員)

今回問題となるのは、この会合に民間の方が入っていたということです。また、その方が市と関わりがあったということです。そこは問題になるかだと思います。

(岡本委員)

今回は部長級ということですが、これが役職のついていない職員であれば問題にならないのでしょうか。一般の職員であれば民間の人とも友達感覚で食事をする機会もあるのではないかと思います。

(会長)

A市の条例では職員倫理条例となっているので、新入職員であっても対象となるでしょう。ただし、利害関係者に友達も入るのか、親戚も入るのかということは我々が考えていかなければいけないので、判断するためには定義が大切になってきます。

改めて規定を確認すると、自己の費用で利害関係者と共に飲食することは例外規定により違反ではありませんが、ただし書きにより夜間飲食の場合は職務として出席した会議その他の会合又は職務として必要であり、かつ、多数の者が出席する式典等での飲食で市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限定されています。

そのため、まず利害関係者に当たるのか、次に例外規定に当たるのか等を我々が関係者に聞き取りをして、審査を繰り返していくこととなります。

(富田委員)

この事例ですと夜間の飲食は基本的に認められないので、厳しい規定です。

(長城委員)

この場合、夜間であれば1次会と2次会がセットであるか個別で分けられているかは問題にはならないこととなります。

(富田委員)

偶然会って飲食した場合はどうでしょうか。

(会長)

皆様はどう思われますか。「利害関係者と共に」の「共に」をどう考えるかです。例えば、請求が別であれば「共に」とはいえないのか。

(岡本委員)

確認ですが、利害関係者でなければ問題ないですか。

(会長)

その通りです。

(岡本委員)

では、利害関係者がいない1次会は問題がない。ではその利害関係者が職員のご家族であればどうでしょうか。

(富田委員)

職員のご家族であれば利害関係者には当たらないでしょう。ただ、そのご家族のどなたかが利害関係のある会社に勤めていれば、考えなければいけません。

(会長)

その他にも、「自己の費用を負担して」をどう考えていくかです。頭割りで会計すれば自己の費用を負担したことになるのか。その証明は誰がするのかという問題もあります。審査を請求した請求人が自己の負担ではないと証明するのか、疑いをかけられた者が自己の費用で負担したことを証明するのか。この点を考えていきたいと思

ます。岡本委員はどう考えますか。

(岡本委員)

私は飲食をした者が証明するべきだと思います。審査の請求人は、詳細がわからないから請求するのだと思います。

(木村委員)

1次会と2次会では会の趣旨が異なってきます。2次会でのカラオケは遊びと考えます。それが、1次会と2次会がセットで行われていることは倫理観の欠如だと思います。我々が考えるときには倫理観が欠如していると感じる部分について、はっきりさせたいと思います。

2次会の支払いについて、経理上表には出ないことだと思いますが、もしかしたら民間から参加された方は支払いをした証明をもらっているかもしれません。

(伊藤委員)

職員になれば、利害関係者と共に飲食してはいけないという知識は持っているはずで、この事例では誰がいくら払って、領収書をもらうという習慣が欠如していたのだと思います。一般的な社会では、それが原則です。

(富田委員)

立証責任については条文の立てかたからいうと、例外事由を主張する公務員に立証責任があると思いますが、その一方で、「疑わしきは罰せず」の原則からいうと審査を請求する側に立証責任があるという解釈もできます。

(会長)

条文を見ると、原則としては利害関係者との飲食は禁止されています。しかし、例外として救済規定があるので、「私はその例外にあたる。自己の費用で負担した。」と立証するのは職員側であると考えます。その後、提出された領収書等で金額が合っているか等の確認を進めていくことになります。また、職員側がその場に利害関係者がいたことを知っていたかどうか判断のポイントになります。

(富田委員)

利害関係者とは、現在職員が職務で携わっている人をいうのでしょうか。過去に利害関係があった場合も含むのでしょうか。

(長城委員)

利害関係者の定義は当日資料で規定を確認すると、広い定義で捉えられています。

(会長)

その他にご質問や意見等はございますか。

次に、事例②ですが時間的な問題があり、本日終わらすことはできませんが、当日資料に会議録がありますので、読んでみてください。次回、事例②を審査会で検討していこうと思いますので、よろしく願います。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会